

## 第6章 環境にやさしいごみ処理を目指して

---

### 1) 持続可能なごみ処理体制の確保

#### ○広域化に向けた検討を進めるための取組

兵庫県は、ごみ処理の広域化の方針を示しているところであり、本市においても2014(平成26)年度よりごみの中間処理を小野加東加西環境施設事務組合にて共同処理を行っている。今後も環境負荷の抑制、ごみ処理の効率性・経済性等の観点から、持続可能なごみ処理体制の確保に向けた更なる広域化に向け、検討を進めていく。

### 1) 最終処分場の利活用

#### ○最終処分場計画

加西市内から排出される一般廃棄物のうち、埋立ごみについては加西市埋立最終処分場で埋立されている。しかし、当処分場は昭和54年度から運用しており、残余容量も逼迫していることから平成16年度より埋立最終処分場延命化事業を行い、令和元年度に竣工した。今後は市民の分別意識の向上を図り、衛生的かつ安定的に処理を行い、また地域の生活環境の保全に努めていく。

#### ○災害時における災害廃棄物の仮置き場としての活用

災害時においては、建物の倒壊や解体により、土砂やがれきが一時的多量に発生することが想定される。これらの災害廃棄物は、災害対応・復旧の障害となることも予想され、優先的に除去する必要がある。分別処分の体制が整うまでの一時的な保管場所として活用する。

## 2) 不法投棄対策

不法投棄防止看板の設置、広報、ホームページ等による意識啓発を行い、不法投棄を許さないまちづくりを推進する。また、不法投棄のやり得をなくすために、不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、警察と連携して犯人の検挙に努める。

## 3) バイオマス

バイオマスは、動植物から生まれた再生可能な有機資源のことである。廃棄物として排出せず再利用を行うことで、資源の有効利用を行う。

環境・バイオマス行政の一環として、家庭の廃食用油の回収を実施し、薬用ハンドソープの原料として有効活用している。今後もその取り組みを発展させながら、ごみ処理量の減少とリサイクルの推進を図っていく。